



疑問相談

法人税

債権放棄通知・破産手続開始の申立てによる貸倒処理

Q

内国法人P社（3月決算）は、15年前にIT市場での事業拡大を目的として、共同出資により内国法人S社（3月決算）を設立しました。当初、S社の事業は順調に推移していましたが、12年ほど前から経営成績や財政状態が悪化してきたことから、P社は10年前にS社に対して10億円の貸付けを行いました。

その後も、S社は、IT市場で顕著な実績を上げることができず、2017年3月期から4期連続で債務超過となり、加えて、P社に対する借入債務の返済も滞っていたことから、P社は、2020年3月期に、当初貸し付けた金銭債権10億円のうち、未返済の残債権5億円から回収見込額1億円を除いた4億円について、債務免除する旨の債権放棄通知書（内容証明郵便）をS社に対して送付し、当該債権4億円を貸倒処理しました。

さらに、S社は、2021年3月末に将来的な再建を断念し、裁判所に破産手続開始の申立てを行ったことから、P社は同月末に金銭債権の残額1億円を貸倒損失として費用計上しました。なお、同月末時点において、P社がS社から受ける配当の有無については明らかになっていません。

この場合、P社の2020年3月期（前期）及び2021年3月期（当期）における貸倒れに係る処理について、税務上の取扱いをご教示願います。

【S社の借入債務】

S社（3月決算）	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期
借入債務	▲5億円	▲5億円	▲5億円	▲1億円	▲1億円

A

P社は、S社が4期連続の債務超過で金銭債権の弁済を受けることができない状況下において、債権放棄通知により4億円を貸倒処理していることから、2020年3月期において、金銭債権4億円は貸倒損失として損金の額に算入されます。

一方で、S社が破産手続開始の申立て

をした段階では、破産手続の廃止決定や終結決定及び配当がないことが明らかとなったことのいずれの場合にも該当せず、金銭債権全額の回収が不能であるとは認められないため、P社は、2021年3月期において、金銭債権1億円を貸倒損失として損金の額に算入することができません。

【解 説】**1 法律上の貸倒れ(債権切捨て)**

法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合に、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入します(法基通9-6-1)。

- (1) 更生計画認可の決定又は再生計画認可の決定があった場合に、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額

この場合、裁判所が更生計画及び再生計画の認可決定を行い、その決定に基づき金銭債権が切り捨てられます。

- (2) 特別清算に係る協定の認可決定があった場合に、この決定により切り捨てられることとなった部分の金額

この場合、裁判所が特別清算に係る協定の認可決定を行い、その決定に基づき金銭債権が切り捨てられます。

- (3) 法令規定による整理手続によらない関係者の協議決定で次に掲げるものにより切り捨てられることとなった部分の金額

なお、関係者の協議決定には、簡易裁判所の特定調停制度で、債権者集会と同様に大部分の債権者が特定調停手続に参加して負債整理が合理的基準により定められているもの及び裁判所の和解などが含まれます。

イ 債権者集会の協議決定で合理的な基準により債務者の負債整理を定めているもの

ロ 行政機関又は金融機関その他の第三者のあっせんによる当事者間の協議により締結された契約でその内容がイに

準ずるもの

- (4) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができないと認められる場合に、その債務者に対し書面により明らかにされた債務免除額

この場合、金銭債権のうち債務者に対して債権放棄通知により明らかにした債務免除額が貸倒れの対象となり、また、相当期間とは少なくとも3年程度必要であると解されています。

2 事実上の貸倒れ(債権回収不能)

法人の有する金銭債権につき、その債務者の資産状況、支払能力等からみてその全額回収のできないことが明らかになった場合、その明らかになった事業年度に貸倒れとして損金経理をすることができます(法基通9-6-2)。この取扱いでは、貸倒れとして損金経理することにより対象額が損金の額に算入されることから、貸倒処理をするためには損金経理が必要となります。

(1) 金銭債権の全額回収不能

金銭債権が全額回収不能の場合には、債務者について破産、債務超過等の事実が発生したため全額回収する見込みがないとされる場合に加えて、債務者にこれらの事実が生じていない場合であっても、その資産状況等を勘案して、その金銭債権の全額を回収することが見込まれないと認められる場合を含みます。

(2) 破産手続

破産手続における貸倒処理については、法律上の貸倒れではなく、事実上の貸倒れに係る取扱いにより判定するところ、

①破産財団により破産手続費用の支出が

できないため破産手続開始の決定と同時に破産手続廃止の決定が行われる場合、②破産管財人の破産手続において終結決定や廃止決定が行われる場合、③破産終結決定前であっても配当のないことが明らかである場合、これらの段階においては、金銭債権の全額を回収することができない状況であると認められるため、貸倒れとして損金経理することができます。

3 事例の検討

(1) 2020年3月期（前期）の貸倒処理

債務者における債務超過の状態が少なくとも3年以上継続し、その金銭債権の

弁済を受けることができないと認められる場合、その債務者に対し債権放棄通知により明らかにした債務免除額は貸倒損失として損金の額に算入できます。

この点、P社は、S社が2017年3月期から4期連続の債務超過で貸付債権の弁済を受けることができない状況下において、左下のS社に対する債権放棄通知書（内容証明郵便）に基づき、金銭債権5億円のうち債務免除額4億円を貸倒れとして処理していることから、2020年3月期において、金銭債権4億円は貸倒損失として損金の額に算入されます。

(2) 2021年3月期（当期）の貸倒処理

破産手続における貸倒処理については、

①破産財団により破産手続費用の支出ができないため破産手続開始の決定と同時に破産手続廃止の決定が行われる場合、②破産管財人の破産手続において終結決定や廃止決定が行われる場合、③破産終結決定前であっても配当のないことが明らかである場合において、金銭債権の全額を回収することができない状況であると認められるため、貸倒れとして損金経理することができます。

この点、P社は、S社が裁判所に破産手続開始の申立てを行ったことを受けて、金銭債権の残額1億円を貸倒損失として費用計上しています。しかしながら、S社が破産申立てをした段階では、破産手続の廃止決定や終結決定、さらには、配当のないことが明らかとなったこと、いずれの場合にも該当しないため、P社は、2021年3月期に、金銭債権1億円を貸倒損失として損金の額に算入することはできません。

【内容証明郵便】

債権放棄通知書	
2020年3月31日	
大阪府大阪市●区●-●-●	S株式会社
東京都○区○-○-○	P株式会社 印
P株式会社（以下「甲」という）は、S株式会社（以下「乙」という）に対し、2020年3月31日現在、下記貸付金債権を有しておりますが、諸般の状況に照らして、P社は本書面を以て同貸付金債権のうち4億円を放棄します。	
記	
1 貸付金額	金 5億円
2 貸付日	2011年3月31日
3 返済期日	2026年3月31日
4 利息	年 3%
5 遅延損害金	年 10%
以上	
甲 東京都○区○-○-○	P株式会社 代表取締役 □ □ □ □
乙 大阪府大阪市●区●-●-●	S株式会社 代表取締役 ■ ■ ■ ■

(3) 結論

(a) 2020年3月期(前期)の貸倒処理

P社は、S社が4期連続の債務超過で金銭債権の弁済を受けることができない状況下において、債権放棄通知により4億円を貸倒処理していることから、2020年3月期において、金銭債権4億円は貸倒損失として損金の額に算入されます。

(b) 2021年3月期(当期)の貸倒処理

S社が破産手続開始の申立てをした段階では、破産手続の廃止決定や終結決定及び配当がないことが明らかとなったことのいずれの場合にも該当せず、金銭債権全額の回収が不能であると認められないため、P社は、2021年3月期において、金銭債権1億円を貸倒損失として損金の額に算入することができません。

※ 本文中、意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト トーマツ税理士法人の公式見解ではありません。また、上記記載は掲載日現在有効な法令に基づくことに留意を要します。

《デロイト トーマツ税理士法人 タックス コントラバーシーチーム

マネージングディレクター 野田 秀樹》

令和3年版 図解シリーズ刊行

本紙
ご購入者
特典

定価1,000円以上の書籍をご注文の方は
定価の2割引・送料当会負担



図解 令和3年版

法 人 税

上竹 良彦 編 B5判・870頁

定価 3,630円



図解 令和3年版

源 泉 所 得 税

上竹 良彦 編 B5判・590頁

定価 3,410円

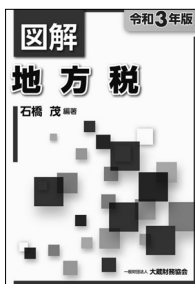


図解 令和3年版

消 費 税

山田 晃央 編 B5判・720頁

定価 3,410円



図解 令和3年版

地 方 税

石橋 茂 編著 B5判・840頁

定価 3,630円

お申し込みは 大蔵財務協会 電話 03 (3829) 4141 FAX 03 (3829) 4001